

**喜多方市立小中学校
適正規模適正配置基本方針(案)**

後半部分

平成31年 月

喜多方市教育委員会

目 次

前半部分

1 基本方針の策定にあたって

- (1) 基本方針策定の趣旨
- (2) これまでの適正配置の取組

2 本市の小中学校の現状と今後の推移

- (1) 学校数、児童生徒数及び学級数の現状とこれまでの推移
 - ア 学校数
 - イ 児童生徒数及び学級数
 - ウ 学校規模の分類
 - エ 教員数
- (2) 今後の児童生徒数、学校規模の推移（将来の推計）

3 本市が目指す学校教育と望ましい学習環境

- (1) 本市が目指す学校教育
- (2) 子どもたちの資質・能力等を育成していくための望ましい学習環境

【育成する子どもの能力と望ましい学習環境】

ここでは、
教育振興基本計画に掲げる子どもたちに身に付けてもらいたい力とそのために目指すべきより望ましい学習環境について記載します。

後半部分

4 意見交換会等からの意見・要望等で考慮すべき事項

【保護者や地域の方の意見や要望】

ここでは、
保護者や地域の方の意見・要望や問題意識等を踏まえ、適正規模・適正配置を具体的に検討する上で、考慮すべき事項について記載します。

5 適正規模・適正配置の基本的な考え方

【3，4を踏まえた基本的な考え方】

ここでは、
子どもたちの資質・能力等を育成していくための望ましい学習環境を整える観点から、保護者や地域での問題意識を踏まえ、本市が目指す学校の規模・配置に関する方向性を記載します。

6 適正規模・適正配置の進め方

【適正規模・適正配置の具体的な進め方】

ここでは、
具体的な適正規模・適正配置に関する実施計画案の作成やその決定の手順、決定した実施計画の実際の進め方等について記載します。

4 意見交換会等からの意見・要望等で考慮すべき事項

小中学校適正規模適正配置について、現在の児童生徒の保護者、未就学児の保護者、地域住民の方々を対象とした説明会やアンケート調査、意見交換会で寄せられた様々な意見や要望を踏まえ、学校に求められている役割や機能、適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を検討するにあたり、考慮すべき事項について整理します。

(1) 保護者や地域住民から学校に求められている役割や機能

- ・ 児童生徒一人一人へのきめ細かな指導や対応ができる環境
- ・ 多くの考えに触れ学び合いや切磋琢磨できるような環境（少人数であっても）
- ・ 人間関係が固定化されないような環境
- ・ 地域と子ども、地域と学校の関わり合いによって、子どもを育む環境
- ・ 障がいを持つ児童生徒に配慮した学校環境
- ・ 多くの選択肢から部活動が選べる環境（中学校）
- ・ 行政区や公民館の活動対象区域と学区との整合性の確保

(2) 意見・要望から考慮すべき事項

3の項目に記載した望ましい学習環境を目指すことを基本とし、意見交換会等から見えてきた学校に求められる役割や機能を踏まえ、次の事項に配慮しつつ方向性を整理する必要があります。

ア 児童生徒一人一人へのきめ細かな指導や対応ができ、子どもたちが多くの考えに触れ、学び合いや切磋琢磨できるような環境や子どもたちの人間関係が固定化されないような環境、また、中学校においては多くの選択肢から部活動が選べる環境をどのように構築していくか。

イ 行政区や公民館の活動対象区域と学区との整合性を考慮しつつ、地域と子ども、地域と学校との関わり合いという観点から、授業や中学校での部活動、その他教育活動全般において子どもを育む環境をどのように整えていくか。

このような環境を整えていくための基本的な考え方や手法等について、次項5において整理します。

5 適正規模・適正配置の基本的な考え方

3の項目では、目指すべき望ましい学習環境として次の点を掲げました。

ア 意欲や向上心が高められる環境として、多様な考え方に触れる機会や学び合う機会が多い環境

イ 自他のよさに気付き認め合える環境として、集団の中で自分の考えを伝え、多くの称賛や意見をもらう機会が多い環境や集団の中で他者を尊重し自己主張する経験を数多く積むことができる環境

ウ 教員による指導体制をより充実できる環境として、教員同士が研鑽し合う機会が多く自己研修に励む機会が確保できる環境、児童生徒一人一人に対し複数の教員が関わることのできる環境、そして中学校では専門性の高い教員を教科ごとに配置できる環境

これらに関しては、前項4に記載した保護者や地域住民の方々から学校に求められる役割や機能である「児童生徒一人一人へのきめ細かな指導や対応ができ、子どもたちが多くの考えに触れ学び合いや切磋琢磨できるような環境、そして、子どもたちの人間関係が固定化されないような環境の構築」と同様の方向性といえます。

・一人一人へのきめ細かな指導や対応ができるような環境をつくるために

一人一人へのきめ細かな指導や対応は、教育振興基本計画に掲げる「生きる力を育む」ために行われるものであり、知識や学力などに関する個別指導といった側面のみではなく、将来、社会の中で生きていくために集団の中で自らの能力を高めていくことや人との関わり方などについて指導や対応を行う必要があります。

このことは、実際に学校という集団の中で経験し学んでいくことに大きな意義があり、一人の教員が一人一人の児童生徒へきめ細かな指導や対応を行うことや複数の教員が協力して一人一人へ向き合うこと、さらには上級生が下級生の指導を行うことなども重要な要素となります。

学校においては、個別学習やペア学習、グループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補足的な学習や発展的な学習などを取り入れることや、複数教員による個に応じた指導（チーム・ティーチング）といった指導や対応をしており、今後も一人一人へのきめ細かな指導や対応ができるような環境を整えていく必要があります。

・多くの考えに触れ学び合いや切磋琢磨できるような環境をつくるために

学校教育では、児童生徒に対し次の4つの点を柱とした教育を行っています。

- ① 基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得
- ② 習得した知識や技能を活用し、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他能力を育むこと
- ③ 主体的に学習に取り組む態度を養うこと
- ④ 個性を生かし多様な人々との協働ができること

この中でも特に、②、③及び④が重要な要素であり、主体的に学びながら多様な人と協働し、課題を解決に向けて取り組む力を身に付けていくことを目指しています。

この力を育てるためには、自分の考えを伝え、友達の考えにも耳を傾けること、そして課題解決に向けた意見交換を行いながら解決策を見出し協力してまとめ上げるといった経験を積んでいく必要があります。そのために学校では、以前のように教師が教え込むような授業ではなく、ペア学習やグループ学習などの学習形態を積極的に導入することにより、児童生徒が主体的に考え、話し合い、学びを深める授業に取り組んでいます。

様々な学習形態の中で、少人数グループ或いはペアによる学習のメリットは、消極的な子も発言しやすく話し合いへの参加ができること、そして多くの意見交換を通して自分の考えを深めたり広げたりできることにあります。

グループ学習を行う場合の1グループの理想的な形態は、机を向き合わせた際に、自分の前、斜め前、隣に友達がいることで、グループ内の誰とでも話しやすく、聞きやすく、尋ねやすい位置関係となる4人で構成されることが望ましい形となります。

さらに複数のグループで意見を交わし、より学びを深めることができるような学級規模が望ましく、このことにより人間関係づくり、学級づくりにも効果が見られるところ

です。

このような中で子どもを育てていくことができるような環境を整えていく必要があります。

○人間関係が固定化されないような環境をつくるために

人は一生を通じ様々な集団の中で生きていくこととなります。子どもたちには、どのような集団の中でも自分のよさや友達のよさを認め合い、自分の可能性を見出しながら生きることができるような力を身に付けてほしいものです。

そのためには、自分や他人の新たな面を発見できたり、新たな協働の姿を創り出すことができるなど、常に柔軟な思考を働かせながらよりよいものを創り出していくという経験を数多く積み重ねていくことが大切になります。

したがって、例えば、学習では A さん、運動では B さんが優れているというように、見方や集団内での個の位置が固定化されることは避ける必要があります。

そのため、クラス替えにより児童生徒が新たな人間関係を構築する力や適応力を身に付け、社会性も育まれるような環境をつくることが重要となります。また、児童生徒同士の人間関係などに配慮した学級編制ができるという点も考慮し、学級規模を考えていく必要があります。

このような環境を整え、さらに「障がいを持つ児童生徒に配慮した学校環境」、中学校では「多くの選択肢から部活動が選べる環境」を整えることも配慮する必要があります。

一方で、前項 4 に記載したもう一つの学校に求められる役割や機能「地域と子ども、地域と学校とのより望ましい関わり合いにより、子どもを育む環境」を整えていくためには、次の点を基本として検討する必要があります。

ア 行政区や公民館活動といった地域での活動も考慮した学区編成

イ 授業や部活動、その他教育活動全般にわたり、地域とよりよい関わり合いや連携の中で子どもを育む学校環境の構築

以上のことから、本市における小中学校の適正規模・適正配置については、以下の考え方を基本として取り組むこととします。

適正規模・適正配置の基本的な考え方

子どもたちにとって望ましい学習環境を整えていくため、学級や学年に相応の児童生徒数が確保され、きめ細かな指導や対応が日々展開できる教職員体制となるような学校規模を理想としつつ、児童生徒の生活や地域との関わり、学校と地域との連携等に配慮した取組を推進します。

【理想とする学校の規模】

極力複式学級の発生を防ぐことができ、効果的な学習形態であるグループ学習等を取り入れることができ、なおかつクラス替えができるような規模を理想とします。

配慮点

- ア 児童生徒の日々の生活（登校～授業～部活等の活動～下校）への配慮
- ・ 通学に要する時間や部活動の時間、下校後の放課後児童クラブ、学習時間など児童生徒の日々の生活への配慮
 - ・ 障がいを持つ児童生徒への配慮
 - ・ 中学校では多くの選択肢から部活動が選べるような充実した学校生活への配慮
- イ 児童生徒の地域との関わりや学校教育や学校運営に関する地域との連携
- ・ 児童生徒が広く地域を知る機会や地域行事などへ関わる機会などの検討
 - ・ 授業や中学校の部活動、その他の教育活動や学校運営に関する地域人材の活用や地域連携の検討等
- ウ 学習効果を高める仕組みづくり
- ・ 小中一貫校、義務教育学校等といった学校スタイルやカリキュラム編成の検討、小学校同士の連携、中学校同士の連携等、学習効果を高めることを目指した仕組みづくり等の検討

上記の考え方を基本としつつ、今後、本市における具体的な規模と配置の計画の案（以下「実施計画（案）」という。）において、具体的にお示しすることとします。

6 適正規模・適正配置の進め方

(1) 実施計画（案）の作成

- ・ 実施計画（案）は、総論となる全体計画と各論となる地域別計画の2層構成とします。全体計画では、前項目で示した検討事項についての検討結果、並びに地域設定の考え方及び地域別計画を作成します。
- ・ 具体的な地域設定については、中学校区にとらわれず、隣接校同士、あるいは広範囲等、今後検討し、地域別計画では、地域ごとの具体的な学校規模・配置案を記載します。
- ・ 実施計画（案）は、2019年の作成を目指します。

(2) 地域への説明と協議

- ・ 実施計画（案）の内容について、2020年には地域別の説明・協議を開始し、地域の皆さんの意見を伺いながら調整・決定してまいります。

(3) 実施計画の決定と実施まで

- ・ 決定した地域から実施に向けて準備を進め、早ければ2022年度からの実施を目指します。